

## 関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	提出府省	ページ
26	社会資本整備総合交付金の申請等に係る押印文書の電子化	国土交通省	1
29	沿岸漁業改善資金において転貸融資を可能とする見直し	農林水産省	4
24	不動産鑑定業者の登録等に係る都道府県経由事務等の廃止	国土交通省	11
11	小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し	厚生労働省	15
12	訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し	厚生労働省	35
13	ICT 等の活用による介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員に関する基準の緩和	厚生労働省	41
40	日本赤十字社の活動資金を地方公共団体が取り扱う際の法的な位置付けの明確化	厚生労働省	54
9	障害児通所給付決定における有効期間の見直し	厚生労働省	55
21	農地利用最適化推進委員の定数に関する基準の見直し	農林水産省	64
36	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲	経済産業省	65
38	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限に関する見直し	内閣官房	78

# 社会資本整備総合交付金制度に係る 押印文書の電子化等について

国土交通省 大臣官房

令和2年10月

## 社会資本整備総合交付金における申請等に係る手続の見直しについて

## 国土交通省からの二次回答

- 骨太の方針(令和2年7月17日閣議決定)等を踏まえ、社会資本整備総合交付金における申請等に係る事務手続きについて、
- ・公印の押印を省略した申請書等の提出を可能とすること
  - ・申請書等の提出方法については、原則として、電子メールによるデータ送付とすること
  - ・**年内目途で社会資本整備総合交付金システムの改修等を行い、申請書等の提出を含め事務手続がシステム内で完結する**ようにすること
- を内容とする事務連絡を7月22日に各地方公共団体へ発出。
- 現在、年内目途でのシステム改修に向けて、関係者との調整等を行っているところ。

## システム改修に向けた対応

**年内目処でシステムを改修するとともに、マニュアルを改正し、改修内容や操作方  
法等について地方公共団体へお示しすることで、十分な周知期間を確保**

## 提案募集検討専門部会からの再検討の視点

本年の骨太の方針で「書面・押印・対面主義からの脱却等」の方針が示されたことや共同提案団体の意見も踏まえ、国土交通省所管の補助金等全体に関するデジタル化や公印廃止に向けたスケジュールを2次ヒアリングまでに示していただきたい。

## 国土交通省からの二次回答

国交省主管の補助金事業等に係る地方公共団体から国への手続については、政府全体の行政手続の見直し方針に従い、取組を進めているところであり、原則10月中旬に、押印を廃止するとともにメール提出等のオンライン提出を可能とする措置を実施予定。なお、他府省所管の補助金事業等については、主管府省の方針・スケジュール等にしたがい対応を行ってまいりたい。

## 具体的な措置の内容

地方公共団体が申請等を行う国交省主管の補助金等事業等について、10月中旬に、社会資本整備総合交付金以外の全ての補助金・交付金についても、公印を押印せずに申請書等をメールで提出できることとする措置を実施

地方分権改革有識者会議  
ヒアリング資料  
提案募集検討専門部会

# 沿岸漁業改善資金において 転貸融資を可能とする見直し について

令和2年10月16日  
水産庁研究指導課

# 1. 調査結果の概要 ～ 転貸融資方式に関する都道府県の意向～

○ 令和2年8月31日～9月15日の間に、沿岸漁業改善資金制度を活用する38都道府県の担当部局に対して転貸融資方式に関するアンケート調査を実施。都道府県からの回答の概要は以下のとおり。

## 1 転貸融資方式の導入の有無に関する回答の内訳

### ① 転貸融資方式を導入する方向で検討したい…14

#### 【理由の概要】

- ・貸付実行から回収までの債権管理業務の負担が軽減されるため。
- ・連帯保証人の確保が難しくなっていること、担保に提供できる物件を保有していない場合があることを踏まえ、機関保証を受けられることが可能な転貸方式の導入により連帯保証人の確保が困難な漁業者が利用しやすくなると考えるため。
- ・新規就業者や若手漁業者等の場合、連帯保証人を確保できず、物的担保も持ち合わせていないケースが見られる。漁業の担い手の多様化に応じた資金調達手段の多様化を図るため。
- ・転貸方式や機関保証の導入とあわせて、漁業者のニーズに合った資金メニューの創設等を行うことにより、当資金の活用が見込まれる。

### ② 導入しない方向…3

### ③ 現時点ではなんとも言えない…21

## 2 金融機関等との意見交換等の有無に関する回答の内訳

※( )は上記1で転貸融資方式を導入する方向で検討したいと回答した14都道府県の回答

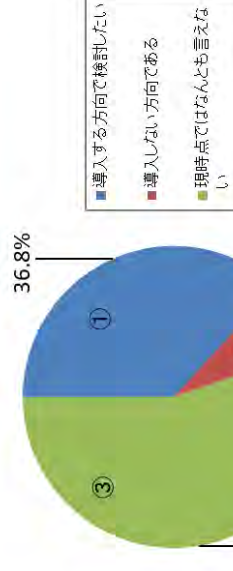
### ① 漁業系統金融機関と意見交換等を行ったことがある…2(1)

### ② 漁業信用基金協会と意見交換等を行ったことがある…1(1)

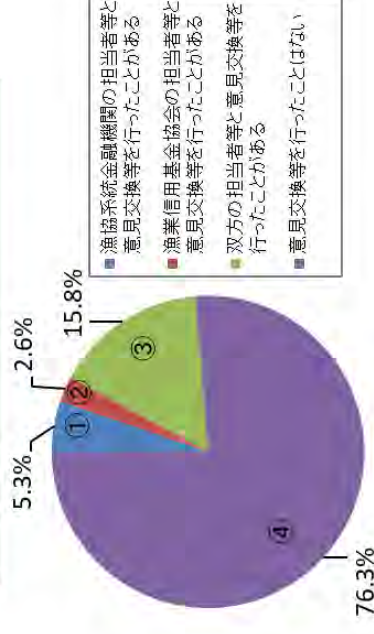
### ③ 両者と意見交換等を行ったことがある…6(1)

### ④ いずれとも意見交換等を行ったことがない…29(11)

転貸融資方式も可能となった場合、貸付規程等を改正して転貸融資方式を導入をどのように考えるか



転貸融資方式の導入に関する金融機関等の意見交換



# 1. 調査の結果概要 ～ 転貸融資方式の導入に関する課題(1)～

「転貸融資方式を導入する方向で検討したい」との回答があった14都道府県が、転貸融資方式を導入する場合に考えられる課題について回答した内容は以下のとおり。

## (i) 金融機関が転貸融資方式による貸付けを実施する見込みについて

- 「見込みがある」と考える5都道府県から、「金融機関の商品力の向上につながる」、「機関保証の対象とすることにより融資リスクが軽減する」といった意見があった。
- 「見込みが低い」と考える3都道府県から、「金融機関は消極的」といった意見があった。
- その他の意見が1都道府県から、「不明」との意見が5都道府県からあった。

「見込みがある」と考える意見の概要	「見込みが低い」と考える意見の概要	その他の意見の概要
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本件において沿岸漁業改善資金の延滞はほとんどなく、更に、基金協会の債務保証を付すことにより貸付リスクは軽減される。</li><li>・ 金融機関にとって制度資金の取扱い種類が増えることは金融機関の商品力の向上にもつながるため、可能性は十分あると考える。</li><li>・ 新規就業者に対しても手厚い資金メニューを備えることができることに加え、事業が軌道にのつたあとに自前の資金の利用につながる事が期待されるという点が、メリットのひとつとして提案できると考える。</li><li>・ 金融機関による経営状況の把握、借受者の情報等は、県に比べ情報が多く、結果的に、総合的な貸付リスクの減少が見込める。</li><li>・ 素人である県が貸付を実施するよりはリスクが少ない。また、基金協会の保証付きとすることで大きくリスク負担は軽減されると考える。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 転貸を導入している他資金の例では、県から支払われる手数料では採算が合わないため消極的と思慮。金融機関の採算に合う手数料率の設定が必要。</li><li>・ 債権管理等のコストを金融機関が自ら負担することになるため、実施しないう可能性が高い。実施に当たって事務手数料を求めてくれると思われる。</li><li>・ 手数料の支払等、債権管理・回収等にかかる業務コストに見合う対価がなければ、実施は難しいと考える。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 金融機関の融資判断により、転貸が認められなければ直貸を選択すればよい。</li></ul>

# 1. 調査の結果概要 ～転貸融資方式の導入に関する課題(2)～

## (ii) 転貸先の金融機関への業務コストに見合う事務手数料負担の発生について

- 事務手数料の負担について、「負担する方向で検討する」との意見が1都道府県、「負担が困難」との意見が2都道府県、「現時点で不明」との意見が1都道府県からあった。
- また、「算出基準を示してほしい」との意見が2都道府県、「手数料は全国一律が望ましい」との意見が1都道府県からあった。具体的な負担方法については、「財政担当局判断を要する」との意見が2都道府県からあった。

(負担する方向で検討するという意見の概要)

- 方針が決まっていない現時点では、金融機関と意見交換を行っていないが、既に行っている一部の事務委託や、他の資金制度と同様のスキーム・財源の活用を検討したい。
- 財政担当局と協議し、必要額を予算措置したい。手数料率の積算については、国から基準を示してほしい。

- 県の費用負担が増えることについては、財政担当局判断を要する。
- 事務手数料の検討は必要であると考える。現時点で具体的な対応は考えていない。
- 必要な手数料を支払う必要がある。事務手数料は、信漁連の広域合併等も考慮し、全国一律とすることが望ましい。

(負担が困難という意見の概要)

- 新たに予算を確保することは困難であるため、国から何らかの支援を期待する。

## (iii) 機関保証の導入に関する漁業者の保証料等の負担の増加について

- 機関保証の導入に関する漁業者の保証料負担については、10都道府県から「保証人を立てる場合に比べて漁業者にメリットがあることから、漁業者の負担とすることはやむを得ない」との意見があった。
- また、4都道府県から漁業者の負担軽減に関する意見があった。

(漁業者負担はやむを得ないという意見の概要)

- 連帯保証で、公正証書の作成の費用を債務者負担としていること、貸付金利は無利子であること、連帯保証人の選任の手間を考えれば、漁業者にとってメリットが大きい場合がある。
- 機関保証によってスムーズに貸付けが行えるのであれば、漁業者の理解も得られると考える。
- 直貸融資も選択できるようにし、漁業者に新たな負担を強いることのないよう配慮する。

(漁業者の負担軽減に関する意見の概要)

- 県が保証料相当を補助する方法が考えられるが、財政担当局判断を要する。
- 本資金のメリットは無利子貸付であることから、保証料を県が負担することも検討したい。
- 漁業信用基金協会の会員でない場合の弾力的取扱いや保証料の無償化、それが不可能であれば、保証料率は漁業近代化資金と同程度以下が望ましい。



# 1. 調査の結果概要 ～転貸融資方式の導入に関する課題(3)～

## (iv) 都道府県から保証機関に対する保証財源相当の出資増の必要について

○ 保証機関への出資について、6都道府県から「必要であれば出資を検討する」、4都道府県から「出資増を考えていない」、4都道府県から「分からない」との意見があった。

必要であれば出資を検討するとの意見の概要	出資増を考えていないとの意見の概要	分からないとの意見の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>必要であれば増資について検討し、対応する必要がある。</li> <li>必要であれば、財政担当局と協議して必要額を予算措置することとしたい。</li> <li>必要があれば検討したい。全国一律の対応も検討することになるか確認したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資金見込み額(実績額)に応じた出資金が必要と考えている。財源等の具体的な対応については検討中だが、必要な予算のため、国の助成をお願いしたい。</li> <li>基金協会と追って協議する必要がある。現在においては特段の対応はしていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな出資については考えたくない。</li> <li>現時点で出資増は考えていないが、出資を求められるときは国費補助をお願いしたい。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点でどれほどの融資希望があるか判断できないため分からない。</li> <li>具体的な検討は行っていない。</li> </ul>

## (v) 転貸融資方式の導入以外に併せて改善すべき内容について

○ 以下のような要望や問題について、意見があった。

(具体的な意見の概要)

- ・ 青年漁業者の年令は「おおむね10代後半から30歳代まで」とされているところ、新規就業者が40歳以上であるため、資金を借入できない事例がある。
- ・ ICT化やスマート漁業の導入に必要な貸付メニューの追加や貸付対象見直しにより他の制度資金との棲み分けをするべき。
- ・ 貸付限度額の増額、貸付回数制限緩和、償還期間の延長、支払猶予の要件緩和、違約金の減免、補助残融資を認めるなど、使い勝手を良くしてほしい。
- ・ 保証人を立てる際に公正証書を不要としてほしい。
- ・ 利子補給方式を検討してほしい。
- ・ 転貸が不調である場合は日本政策金融公庫による直貸も検討してほしい。

## 2. 調査結果を踏まえた対応方向

- アンケート調査の結果、現行制度では、連帯保証人の確保の困難さから利用が低調であることや、都道府県の業務負担が大きいかを理由に、転貸融資方式を導入する方向で検討したいと考える都道府県が一定数あることを改めて確認。
- 転貸融資方式を導入する方向で検討したいと考える都道府県においても、金融機関や保証機関との意見交換等を行ったことがない都道府県が過半数を占めている状況。
- 各都道府県が実際に転貸融資方式を導入するためには、金融機関や保証機関との合意を要し、転貸先の金融機関への業務コストに見合う事務手数料の負担方法や、保証機関に対する保証財源相当の出資等について、都道府県における具体的な検討や措置を行うことが必要。
- また、国及び関係機関においても、全都道府県から過去の貸付けや償還状況に係るデータの提供を受け、機関保証の保証料率を設定する必要があるなど所要の準備に期間を要する。



- 都道府県の要請を踏まえ、選択肢を増やすため、速やかに制度改革を行い、各都道府県や国、関係機関における準備行為等の期間を考慮し、令和4年度から転貸融資方式を開始する。
- 各都道府県の主体的な対応によって、水産新技術の現場実装や漁獲物の高付加価値化、生産性の向上を図り、もって、「水産政策の改革」の目標である適切な資源管理と水産業の成長産業化を実現する。

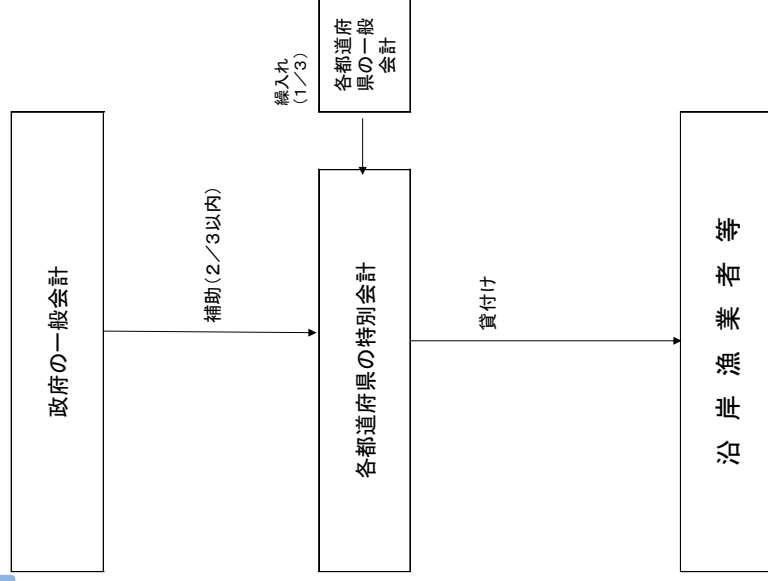
### 3. 講ずる措置の概要

「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)に基づき、以下の措置を講ずる。

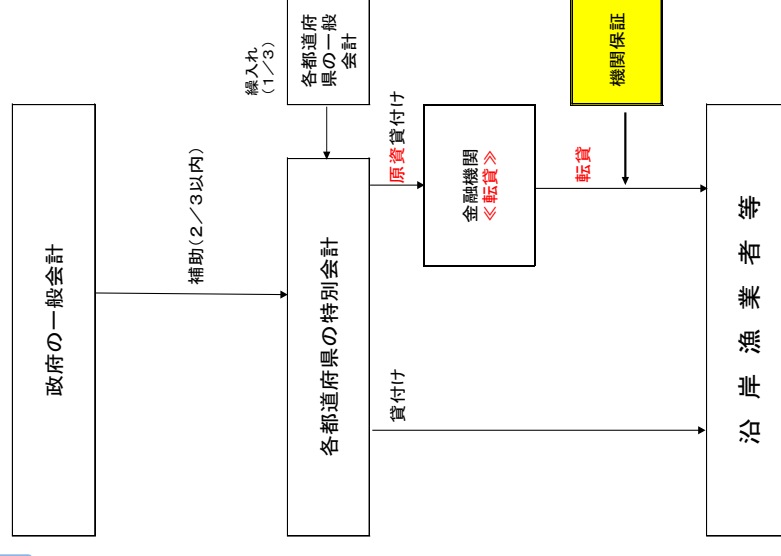
#### ○ 転貸融資方式の追加

都道府県が金融機関に必要な資金の貸付けを行い、当該金融機関が沿岸漁業従事者等に対して沿岸漁業改善資金の貸付けを行うことを可能とする。これに伴い、金融機関が行う沿岸漁業改善資金の貸付けについて、漁業信用基金協会が行う債務保証の対象とする。

#### 現行



#### 措置後

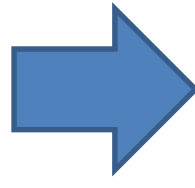


# 不動産鑑定業者の登録等に係る 都道府県經由事務等について

令和2年10月16日  
国土交通省

## アンケート調査の対象等

- 都道府県及び不動産鑑定業者へのアンケート調査を実施
  - ・都道府県(47都道府県を対象。回収率100%)
  - ・不動産鑑定業者(全ての大臣登録業者(75業者)を対象。回収率52%)



アンケート調査の回答を踏まえ、対応方針を検討

## 対応方針

- **国土交通大臣への登録申請等の都道府県經由を廃止する。**

(参考)

Q 經由事務を廃止した場合、直接、地方整備局へ申請書類等を提出することとなりませんが、貴都道府県において、支障等があると考えますか。(回答:都道府県)

回答内容	回答数
支障なし	46
支障が生じるが 廃止可能	1
支障あり	0
合計	47

Q 經由事務を廃止することで、直接、地方整備局等へ申請書類等を提出することとなりますが、支障等がありますか。(回答:鑑定業者)

回答内容	回答数
支障なし	33
支障が生じるが 廃止可能	6
支障あり	0
合計	39

## 都道府県における供覧事務についての対応方針

## 対応方針

- **大臣業者登録簿等の都道府県における供覧の義務付けを廃止する。**  
なお、住民に大臣業者情報を提供する都道府県の取組については、これを支援する。

## (参考)

Q 供覧等事務を廃止した場合、大臣登録業者登録簿等は地方整備局のみで供覧されることとなりますが、貴都道府県において、支障等があると考えますか。(回答:都道府県)

回答内容	回答数
支障なし	45
支障が生じるが廃止可能	1
支障あり	0
分からない	1
合計	47

Q 供覧等事務を廃止した場合、貴都道府県の住民(閲覧希望者)に支障があると考えますか。(回答:都道府県)

回答内容	回答数
ある	5
ない	24
分からない	18
合計	47

Q 都道府県における供覧等事務を廃止した場合、大臣登録業者登録簿等は地方整備局等のみで供覧されることとなりますが、支障等がありますか。(回答:鑑定業者)

回答内容	回答数
支障なし	30
支障が生じるが廃止可能	5
支障あり	4
合計	39

# 小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し

## 提案の具体的内容

小規模多機能型居宅介護については、登録定員と1日当たりの利用定員に上限が設けられているが、小規模多機能型居宅介護の普及に向け、登録定員、利用定員を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする。

## 2次回答(ポイント)

定員の上限は、小規模多機能型居宅介護の創設前から実践されてきた先行的な取組を参考に、利用者が認知症の場合でも混乱を来すことなく、家庭的な環境や職員とのなじみの関係がつけられるための条件として、利用者の立場に立つて設定されている。

ご提案を踏まえ、社会保障審議会介護給付費分科会(令和2年9月4日第184回)において、「地域の特性に応じながら、都市部や中山間地域等のいかにかわらなく、各地域で質の確保された必要なサービスを確保していく観点から、地方からの提案も踏まえつつ、どのような対応が考えられるか。」を事務局から論点として提示し、議論を進めているところである。

(分科会における主なご意見)

- ・地域格差はこれからますます広がっていくので、この地域差を最初から前提として対応策を考えていく必要がある。
- ・サービス提供を行いやすくなります。また、地域の実情に応じた基準の緩和も必要である。
- ・小規模多機能型居宅介護は過去に定員を増やす見直しを一度しており、サービスの質の担保あるいは他のサービスとの整合性、地域における代替サービスの有無も踏まえて慎重に考えていくべきであり、安易に行わないほうがよい。
- ・地域密着型サービスの適切な提供やサービスの質の確保という点で心配するところがあり、十分に慎重に検討すべき。

引き続き、ご提案の内容や令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)の検討状況等を踏まえ、市町村や都道府県の代表者(全国知事会、全国市長会、全国町村会)も参加している社会保障審議会介護給付費分科会において議論してまいりたい。

## 更なる検討状況



社会保障審議会介護給付費分科会(令和2年10月9日第187回)において、小規模多機能型居宅介護の基準・報酬(検討の方向性)を議論する中で、本提案について、議論。

(分科会における主なご意見)

- ・(高齢者の一定水準以上の処遇と生活の質を確保するために最低限不可欠な人員配置基準に限っては、例外的に全国一律の最低基準を維持しており、各自自治体の裁量を認めることは適当ではない。)と厚生労働大臣が国会で答弁していることを踏まえ、)そのような観点から十分慎重に検討していただきたい。
- ・過疎地域等の現実の状況や利用ニーズに応じることができるということで、実際に現場はかなりいろいろ困っている状況もあるので、そのような切実な課題解決に資するといった今回の提案をぜひとも積極的に検討していただきたい。



# 社会保障審議会介護給付費分科会委員名簿

令和2年10月9日現在

氏名	現職
安藤伸樹	全国健康保険協会理事長
井口経明	東北福祉大学客員教授
石田路子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事（名古屋学芸大学看護学部教授）
伊藤彰久	日本労働組合総連合会総合政策推進局生活福祉局長
井上隆	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
今井幸	民間介護事業推進委員会代表委員
江澤和彦	公益社団法人日本医師会常任理事
大西秀人	全国市長会介護保険対策特別委員会委員長（高松市長）
岡島さおり	公益社団法人日本看護協会常任理事
荻野構一	公益社団法人日本薬剤師会常務理事
鎌田松代	公益社団法人認知症のひとと家族の会理事
亀井利克	三重県国民健康保険団体連合会理事長（名張市長）
河本滋史	健康保険組合連合会常務理事
黒岩祐治	全国知事会社会保障常任委員会委員（神奈川県知事）
小泉立志	公益社団法人全国老人福祉施設協議会理事
小玉剛	公益社団法人日本歯科医師会常務理事
椎木巧	全国町村会副会長（周防大島町長）
武久洋三	一般社団法人日本慢性期医療協会会長
田中滋	埼玉県立大学理事長
田辺国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
濱田和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長
東憲太郎	公益社団法人全国老人保健施設協会会長
藤野裕子	公益社団法人日本介護福祉士会常任理事
堀田聰子	慶応義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授
正立育	公益財団法人全国老人クラブ連合会理事・事務局長
松田晋哉	産業医科大学教授

（敬称略、50音順）

は社会保障審議会の委員  
は分科会長

## 【7】地方分権改革に関する地方からの提案について

社保審 - 介護給付費分科会（関係団体ヒアリング）  
第181回  
（R2.8.3）  
全国小規模多機能型居宅介護  
事業者連絡会の資料

令和2年の提案事項：小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し（管理番号180）

小規模多機能型居宅介護については、厚生労働省令により、登録定員と1日当たりの利用定員に上限が設けられているが、小規模多機能型居宅介護の普及に向け、登録定員、利用定員を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする。

### 本会の考え方

住み慣れた自宅、慣れ親しんだ環境のもと、本人と家族や知人・友人などとの人とのつながり、本人の担ってきた役割や生きがい、習慣・風習・ならわしの継続、ご近所や地域とのお付き合い等、そのつながりとながら理由を尊重し支えることが、本人の望む暮らし、すなわち「利用者の尊厳の保持」につながる介護であり、全国の事業者が目指している利用者主体の実践である。登録定員、利用定員の増加は“小規模多機能”の大規模化を招き、一人ひとりの暮らしづりを把握しにくくするもので“小規模多機能”であるが故のかかわりの柔軟さを欠いてしまう。

令和元年の地方からの提案等に対する対応方針（令元年12月23日閣議決定）

5 義務付け・枠付けの見直し等

### 【厚生労働省】

（30）介護保険法（平9法123）

（ ）指定小規模多機能型居宅介護については、過疎地域等において一定の条件を満たす場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わない措置を講ずることについて検討し、令和3年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

小規模多機能型居宅介護のさらなる普及にむけ、持続可能な収入を得ることも大切であり、困っている方がいれば改善・対応すべきではある。よって、利用定員の増加や経営の規模には現行のサテライトの導入で対応し、収入増に對しては現状の介護報酬の設定を直視し、基本報酬の見直しをすべきである。

また、過疎地域等においては、他地域と比較しさらに人的・物的資源の確保が難しいことから、上記対応方針のよいうに必要な措置を講ずることも検討すべきであるが、過疎地域等においては、特に軽度者から重度者まで様々な状態像の利用者がいることも想定されることから、一定の条件として、軽度者には介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスやその他の生活支援サービス等の事業を導入（1）して軽度者を支え、それでも定員超過の場合のみ報酬減算を一定期間行わないなどの工夫が求められる。

1【1】経営の安定性確保が急務（7）人材確保は困難 / 人材と資源の有効活用 で提案している事項

経営の規模は一定程度必要であるが 「ケアの規模は、より小さく身近に」 である。

# 社会保障審議会 介護給付費分科会における議論

第184回 (R2.9.4)

資料4 (抜粋)

# 地方からの過疎地域等の取扱に関する提案

## 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）

5 義務付け・枠付けの見直し等【厚生労働省】

(30) 介護保険法（平9法123）

( ) 指定小規模多機能型居宅介護については、過疎地域等において一定の条件を満たす場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わない措置を講ずることについて検討し、令和3年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 地方からの過疎地域等の取扱に関する提案

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集（抜粋）

提案事項：訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し

訪問看護ステーションごとに置くべき看護師等の員数を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする。

〈具体的な支障事例〉

人口が少なく、サービス利用者の確保が難しい中山間地域では、新たな訪問看護ステーションの設置が進まず、訪問看護の希望者があれば、市部の訪問看護ステーションが対応しているが、移動に時間がかかり、その間の報酬が見込めないため、効率的なサービス提供が行えず、経営面で赤字となっている。「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進していく必要があることから、地域の実情に合わせた訪問看護事業への参入促進を図り、看護師離職による休止・廃止を抑制する必要がある。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集（抜粋）

提案事項：小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し

小規模多機能型居宅介護については、厚生労働省令により、登録定員と1日当たりの利用定員に上限が設けられているが、小規模多機能型居宅介護の普及に向け、登録定員、利用定員を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする。

〈具体的な支障事例〉

小規模多機能型居宅介護は、介護保険制度において、在宅生活を支える中核的なサービス形態の一つであり、平成18年の創設以来、利用ニーズが拡大している。

本県としては、要介護者が増加する2040年に向け、地域包括ケアを推進するために、更に拡大していくべきサービスと認識している。

ただ、登録定員の上限（29名）があるために、事業規模が小さくならざるを得ず、特に要介護度の低い利用者を抱える事業所において厳しい経営状況にある。

また、施設の規模、職員数等によっては、通いと泊まりの1日当たりの利用定員を超えても適切にサービスを提供できる事業所があるにも関わらず、当該定員の上限が設けられているために利用者のニーズに応えられないケースも生じている。

# 地域の特性に応じたサービスの確保

## <現状>

- n 75～84歳、85歳以上の人口は、2025年にかけて全ての都道府県において増加する見込みであり、特に東京、愛知、大阪圏において増加が大きい。また、高齢化率は、規模の小さい自治体の方が大きい自治体に比べて高い。
- n 2040年までの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もある一方、都市部を中心に2040年まで増え続ける保険者が多い。最も利用者数が多くなる年の利用者数の2018年の利用者数との比（増加率）をみると、ほとんど増加しない保険者がある一方、都市部を中心に、2倍超となる保険者も存在する。
- n このような中、都市部、中山間地域等も含めた各地域で、地域の特性に応じながら、必要なサービスが確保されるようにしていくことが必要である。
- n 介護報酬は、サービス提供に要する平均的な費用を勘案して設定することとされており、介護従事者の賃金の地域差を介護報酬に反映するため、地域区分を設定している。
- n また、加算において、訪問系や通所系サービスについて、中山間地域等に事業所が所在する場合や中山間地域等に居住している利用者にサービス提供する場合、訪問や送迎等に多くの時間を要することから、評価を行っており、平成30年度介護報酬改定においては、訪問リハビリテーション等を対象にするなどの充実を行ったところ。
- n 人員や運営基準等においては、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の一部のサービスについて、人員や設備基準を緩和したサテライト型施設・事業所の設置を認め、都市部や中山間地域等も含め、効率的な運営を可能としており、平成30年度介護報酬改定においては、看護小規模多機能型居宅介護を対象にしたところ。
- n また、中山間地域等においては、市町村が必要と認める場合、人員や設備基準等を緩和した居宅サービスに相当するサービスを保険給付の対象とすることが可能とされている。

## 地域の特性に応じたサービスの確保

□ こうした中で、平成30年度介護報酬改定に関する審議報告では、「都市部や中山間地域等のいかにかわからず、本人の希望する場所で、その状態に応じたサービスを受けることができるようにする観点から、どのような対応を図ることが適当なのか、引き続き検討していくべきである。」との指摘がされている。

□ また、地方からは、小規模多機能型居宅介護について、「過疎地域等において一定の条件を満たす場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わない措置を講ずる」ことや、「登録定員、利用定員を「従うべき基準」とす」「参酌すべき基準」とす、訪問看護について、「訪問看護ステーションごとに置くべき看護師等の員数を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とす」とすること等について提案がある。

< 論点 >

□ 地域の特性に応じながら、都市部や中山間地域等のいかにかわからず、各地域で質の確保された必要なサービスを確保していく観点から、地方からの提案も踏まえつつ、どのような対応が考えられるか。

# 社会保障審議会 介護給付費分科会における議論

第187回(R2.10.9)

資料5(抜粋)



# これまでの分科会における主なご意見(小規模多機能型居宅介護)

## <体制、要件、人員・設備基準、研修等>

多様な形態でショートステイが確保できる体制の確保が必要であり、小多機の緊急時短期利用も含めて柔軟な対応を検討すべき。

サテライトの人員基準の緩和のほか、通いの人数に対して3対1を求めめる配置要件や、同一敷地内の他事業との兼務要件の緩和等の見直しを検討してはどうか。ローカルルールへの対応を含め現場の実態に合わせた見直しを行い、少人数でも運営のできる体制を構築すべき。

サービス提供を行いやすくするために、地域の実情に応じた基準の緩和も必要である。

## <各種加算>

生活機能向上連携加算について、算定率が低い理由を把握した上で、理念は良いものの算定されていない加算に関しては、整理していく方向で検討すべき。

算定率が低調な加算については、事業者側の意向等を調査し、経営が成り立つような仕組みを考へるべき。これにより、小多機の維持拡大を進めるべき。

利用者が退院した場合の受け皿となっていることから、小多機の介護支援専門員にも、居宅介護支援事業所の入院時情報提供加算と同趣旨の加算と仕組みをつくることで、小多機としての役割をより果たせるのではないかと。

子どもや地域住民との交流等の取組を行うことで、利用者が役割を得て要介護状態の改善につながった例もあり、こうした地域づくりの視点でサービスを提供し利用者の状態改善につなげた事業所を報酬で評価してはどうか。

○ 利用者の自立支援、重度化防止の観点も踏まえて、既存職員や他事業所職員との兼務による口腔ケアや栄養ケアの充実に対して、充実した評価ができないか検討いただきたい。

## <中山間地域等における対応>

「過疎地域において一定の条件を満たす場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定期間行わない措置」は、積極的に検討すべき。

「過疎地域において一定の条件を満たす場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定期間行わない措置」を行っても、介護サービスが不足しているという問題の根本的な解決にはつながらないのではないか。この措置を講ずるのであれば、適正なサービス提供の確保を前提とし、超過人数や期間は最小限にとどめ実施するべきではないか。

中山間地域等では採算性の問題による参入不足もあるので、中山間地域等でも、事業者が参入できるようにすべき。その際、利用者負担が増加しないよう国が支援すべき。

# これまでの分科会における主なご意見(小規模多機能型居宅介護)

## < 地方分権提案 >

地域格差はこれからますます広がっていくので、この地域差を最初から前提として対応策を考えると、経営状況が改善する場合は必要がある。登録や利用の定員を地域の実情に応じ柔軟に設定できるようにすることで、

小規模多機能型居宅介護は過去に定員を増やす見直しを一度しており、サービスの質の担保あるいは他のサービスの整合性、地域における代替サービスの有無も踏まえ、慎重に考えていくべきであり、安易に行わないほうがよい。地域密着型サービスの適切な提供やサービスの質の確保という点で心配するところがかかりあり、十分に慎重に検討すべき。

第181回介護給付費分科会における事業者団体ヒアリングにおいては、特定非営利活動法人全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会から、以下について要望があった。

- (1) 要介護1、2の基本報酬の見直し
- (2) 報酬構造の見直し(在宅の包括報酬型サービス 区分支給限度基準額の設定)
- (3) 訪問体制強化加算のさらなる強化
- (4) 総合マネジメント体制強化加算の強化(地域での利用者の生活を支える応援団づくり)
- (5) 居宅介護支援業務(入院時情報連携加算/退院・退所加算等)
- (6) PDCAサイクルに基づく、柔軟な即時的対応による状態の悪化防止
- (7) 離島・中山間地域等に対する加算の見直し

# 論点 地域の特性に応じたサービスの確保(地方分権提案)

## 論点

小規模多機能型居宅介護については、登録者数が運営規程に定めている登録定員を超える場合、翌月から、定員超過が解消される月まで、利用者全員の報酬が30%減算されることになっている。

(1) 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)において、  
・「指定小規模多機能型居宅介護については、過疎地域等において一定の条件を満たす場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わない措置を講ずることについて検討し、令和3年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」  
こととされているが、どう考えるか。

定員の上限は、小規模多機能型居宅介護の創設前から実践されてきた先行的な取組を参考に、利用者が認知症の場合でも混乱を来すことなく、家庭的な環境や職員とのなじみの関係がとくられるための条件として、利用者の立場に立って設定されているものであり、以下のようにしている。

	本体事業所	サテライト型事業所(最大2箇所)
登録定員	29人まで	18人まで
通いの定員	登録定員の1/2~18人まで( )	登録定員の1/2~12人まで
泊まりの定員	通い定員の1/3~9人まで	通い定員の1/3~6人まで

登録定員	通いの定員
26又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

本体事業所の登録定員が26人以上の事業所について、居間及び食堂を合計した面積が「利用者の処遇に支障がないと認められる充分な広さが確保されている」場合には、通いの定員を18人以下とすることができ。

(2) 令和2年の地方分権改革に関する提案募集において、  
・ 小規模多機能型居宅介護については、登録定員と1日当たりの利用定員に上限が設けられているが、小規模多機能型居宅介護の普及に向け、登録定員、利用定員を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする。

ことが提案されたが、どう考えるか。

5 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(30) 介護保険法（平9法123）

（ ） 指定小規模多機能型居宅介護については、過疎地域等において一定の条件を満たす場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わない措置を講ずることについて検討し、令和3年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和元年の地方分権改革に関する提案募集（抜粋）

指定小規模多機能型居宅介護における登録定員超過時の介護報酬減算の基準緩和

〈具体的な支障事例〉

島牧村では平成28年度の提案募集制度により、小多機施設内で「要介護＝小規模多機能デイ」、「要支援＝総合事業通所型サービスA」によるサービスを提供できるようになったことから、島牧村の小多機施設に登録できるのは「要介護」の方のみとすることになったが、24時間・365日のサービス提供となり、利用者の利便性が向上することから登録希望者が29人を超える可能性が危惧されている（今後、最大35人程度が見込まれる。）。小多機施設開設後に「要介護者」が村で受けられる他の在宅介護サービスは、村社会福祉協議会で行っている訪問介護（ヘルパー）だけという現状であることから、もし「通所介護（デイ）」や「短期入所（ショートステイ）」を必要とする要介護者数が30人以上となった場合、あふれた人たちを救済する術がない状況となってしまふ。これらの問題の解決策として、サービス事業所の新規参入及びサテライト型小規模多機能型居宅介護施設の活用について検討したが、現状、新規事業者の参入は見込めない状況であることや、新たな施設整備に伴う財政負担など解消が難しい課題がある。

〈制度改正による効果〉

小規模多機能のサービスを必要とする高齢者（島牧村の場合は要介護者）が30人以上となっても介護従事者を増員することで受け入れることができ、在宅で生活する高齢者の受け皿としての機能を引き上げることができる。

新たにサテライト施設を整備する費用負担が軽減される他、本体事業所で一時的であれ登録定員を超えての対応が可能となることにより、別途サテライトを設置するよりも少ない人員・経費負担増で対応が可能となると考えられる。

下線については、事務局において追加したものである。

# 令和2年の地方分権改革に関する提案募集(抜粋)

提案事項：小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し

提案団体：鳥取県

〈求める措置の具体的内容〉

小規模多機能型居宅介護については、厚生労働省令により、登録定員と1日当たりの利用定員に上限が設けられているが、小規模多機能型居宅介護の普及に向け、登録定員、利用定員を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする。

〈具体的な支障事例〉

小規模多機能型居宅介護は、介護保険制度において、在宅生活を支える中核的なサービス形態の一つであり、平成18年の創設以来、利用ニーズが拡大している。

本県としては、要介護者が増加する2040年に向け、地域包括ケアを推進するために、更に拡大していくべきサービスと認識している。

ただ、登録定員の上限（29名）があるために、事業規模が小さくならざるを得ず、特に要介護度の低い利用者を抱える事業所において厳しい経営状況にある。

また、施設の規模、職員数等によっては、通いと泊まりの1日当たりの利用定員を超えても適切にサービスを提供できる事業所があるにも関わらず、当該定員の上限が設けられているために利用者のニーズに応えられないケースも生じている。

〈制度改正による効果〉

登録定員の上限が参酌基準となり、地域で引上げが可能となれば、事業規模の拡大が可能となり、経営状況の改善が見込まれる。

また、通いと泊まりの1日当たりの利用定員の上限が参酌基準となり、地域で引上げが可能となれば、より柔軟な運用が可能となり、利用者の利便性が向上する。

これらにより、地域において、小規模多機能型居宅介護の普及が進むものと考えている。

〈追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）〉

追加共同提案団体：北海道、苫小牧市、苫小牧市、千葉県、南知多町、堺市、熊本市

小規模多機能型居宅介護は、在宅生活を支えるための有効なサービスとして当市においても整備を進めているところであるが、必要な圏域への整備が進まない状況にある。登録定員の上限や通いと泊まりの1日当たりの利用定員の上限について、地域の実情に応じた対応が可能となれば、圏域ごとのニーズに応じた多様な規模での参入が可能となり、また、不足する圏域の利用者を近隣の圏域の事業所が受け入れるといった対応も可能になると考えられる。また、同様のサービスである看護小規模多機能型居宅介護についても、あわせて緩和をお願いしたい。

下線については、事務局において追加したものである。